

M&A・株式 集約化を促進 するための措置

税理士・公認会計士：曾我部 舞
公認会計士：近藤 亮輔

目次	次
1 はじめに……………16	イ 会社法上の手続……………22
2 株式対価M&Aを促進するための措置……………17	ロ 金融商品取引法の規制……………22
(1) 改正の背景……………17	(4) 税制改正大綱を受けての考察……………22
イ 自社株対価によるM&Aのメリット……………17	イ 完全子会社化する場合における株式交換と株式交付の税務上の取扱いに関する比較……………22
ロ 会社法改正による「株式交付」制度の創設……………18	ロ 非上場会社の事業承継における活用方法……………24
ハ 対象会社株主の譲渡損益課税……………18	(5) おわりに……………25
(2) 改正の概要……………19	3 中小企業の経営資源の集約化に関する措置……………26
イ 改正の要旨……………19	(1) 改正の背景……………26
ロ 主な適用要件……………20	(2) 改正前の制度の概要……………27
ハ その他の要件……………21	(3) 改正の概要……………27
ニ 適用時期……………22	(4) 改正に関する留意点と課題……………28
(3) 実務上の留意点……………22	

1 はじめに

我が国の雇用の7割を支えている中小企業は、近年著しく減少しており、中小企業庁が公表している「2020年版中小企業白書・小規模企業白書」によると、年間4万社以上の企業が休廃業・解散している*1。

このうち、利益率が10%以上の企業が14.5%、20%以上の企業が5.6%と、相当数の企業は、休廃業・解散の前に高い利益率であったことがわかる*2。このような企業が培ってきた技術や従業員などといった貴重な経営資源が後世に引き継がれず潰れてしまうことは、我が国全体で見ても大きなマ

*1 令和2年4月 中小企業庁「2020年版中小企業白書・小規模企業白書」I-134頁参照

*2 前出*1 I-139頁参照

イナスであり、中小企業の事業承継問題を解決することは、喫緊の課題となっている。

中小企業が休廃業する原因は、経済のグローバル化による海外への生産拠点流出及び64歳以下の生産年齢人口の減少傾向等に加えて、事業承継が後継者難等によって円滑に行われ難いという理由も大きいと考えられる。このような「後継者不足」が常態化した状況下において、我が国の伝統的な事業承継のスタイルであった「親の家業を子が継ぐ」いわゆる親族内承継の割合は年々減少し、反対に内部昇格や外部招聘による親族外承継の割合が増えている^{*3}。

このように、中小企業にとっては、親族外承継が事業承継の有力な選択肢となっているため、大企業では一般的であったM&Aを比較的低コストで中小企業も活用できるサービスの拡充が図られており、M&A業務を専業とする会社の数は年々増えてきている。

他方、中小企業の経営力向上を図るためには、他の法人の株式を取得、併合し、経営資源の集約化を図る必要がある。このことは、上記のM&Aを推進することにもなる。

そのため、国等からの支援策としても、経済産業省による「第三者承継総合支援パッケージ」や「中小M&Aガイドライン」の策定、中小企業庁による「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」、日本政策金融公庫による「事業承継に関する融資制度」等、円滑なM&Aの実行を促進する様々な施策が講じられている。

このような状況の中、令和3年度税制改正においては、株式対価M&Aに応じた株主に対する課税繰延措置として「株式対価M&Aを促進するための措置」、及び一定

のM&Aを実行した買収企業による積立準備金額の損金算入措置として「中小企業の経営資源の集約化に資する税制」等のM&A等を促進する税務上の支援策が創設された。本稿においては、これらの税制改正の制度概要等を解説する。

2 株式対価M&Aを促進するための措置

(1) 改正の背景

イ 自社株対価によるM&Aのメリット

他の株式会社を買収しようとする株式会社（以下「買収会社」という。）が当該他の株式会社（以下「対象会社」という。）を買収する場合において、自社株式を買収対価として用いた場合、金銭対価の場合と比較して、以下のようなメリットが考えられる。

まず、買収会社の資金調達負担が軽減することから、大型案件の買収や手元資金に余裕のない新興企業等による買収などが促進されるというメリットがある。また、買収に係る資金流出を抑えることで、当該資金を他の用途（設備投資、人件費等）に活用でき、投資戦略の幅が広がることとなる。

一方、売り手である対象会社株主は、買収会社の株式を保有することとなるため、買収によるシナジーを含め、買収後の買収会社及び対象会社の成長や業績向上からもたらされる株主としての利益を享受することができる。

自社株対価によるM&Aは、諸外国で多く活用される手法である。そのため、欧米における大規模な株式公開買付（TOB）に利用されている対価は、株式もしくは株式と金銭の混合となっているのが大半であ

*3 前出*1 I-140頁参照

る。一方で、我が国においては、金銭のみによる買収が一般的であり、大規模なM&Aが海外と比べて少ない要因の一つと考えられていた*4。

そこで、企業間の国際競争が激化する中、企業価値向上のための事業再編が重要な課題となっており、我が国でも企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図るために、自社株対価によるM&A手法を整備する必要があった。

□ 会社法改正による「株式交付」制度の創設

従来、自社株対価によるM&A手法は、

①株式交換、②現物出資又は③産業競争力強化法の特例による方法があったが、以下のような制約があった。そのため、現行制度において、部分買収を行うときは、金銭のみを対価とする場合がほとんどであるという指摘がなされていた。

① 株式交換は、対象会社を完全子会社とする組織再編手法として多く活用されているが、対象会社を完全子会社とすることまでは企図していない場合、つまり部分買収に留まる場合には、用いることができない。また、株式交換をするにあたっては、買収会社及び対象会社共に、原則として、株主総会特別決議の承認が必要なため、反対株主の存在により特別決

議の承認が得られない場合、株式交換の実行が困難となり、機動的な事業再編が不可能であった。

- ② 部分買収に留まる場合は、買収会社は、対象会社の株式を現物出資財産として、会社法199条1項の募集をする必要がある。この場合は、現物出資規制等の会社法の規制があるため、手続に時間及び費用を要する。
- ③ 産業競争力強化法の特例の場合、買収会社は産業競争力強化法に基づく「特別事業再編計画*5」の認定を受ける必要がある*6。

そこで、部分買収に留まる場合においても、株式交換と同様の組織再編行為として行えるよう、令和2年会社法改正により「株式交付*7」制度が創設された。同制度の施行期日は、令和3年3月1日である。

ハ 対象会社株主の譲渡損益課税

自社株対価による買収については、前述□で解説した会社法上の制約や障害のみならず、買収に応じた対象会社株主への課税という税務上の制約により、我が国においては選択されてこなかった。

買収に応じた対象会社株主は、対象会社の株式を買収会社に譲渡し、対価を受領するが、税務上はこれが株式の譲渡とされ、個人株主であれば所得税（課税所得）、法

*4 令和2年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】10頁等参照

*5 平成30年度税制改正により、「特別事業再編計画」の認定を受けた事業者による自社株対価M&Aについて、対象会社株主の譲渡損益の課税繰延措置が創設されたが（措法37の13の3）、経済産業省HP（https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html）によると、平成30年以降の特別事業再編計画の認定件数は0件となっている。

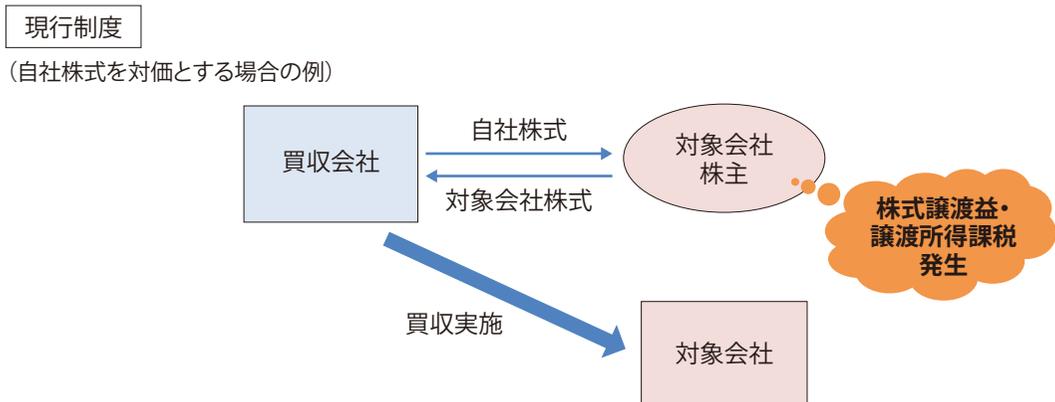
*6 産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業者が自社株対価による買収を行う場合において、株式交付制度と同様の会社法の特例措置が講じられている。株式交付制度の創設及び株式譲渡損益の繰延措置の創設に伴い、当該特例は令和3年3月31日の適用期限をもって廃止される。

*7 「株式交付」とは、「株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。（略））とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること」（会社法232の2）をいう。株式交付制度の詳細については、本誌2020年冬号「会社法改正による株式交付制度の創設」を参照頂きたい。

人株主であれば法人税が課されることとなる。ここで、対価として金銭等を受領する場合は、当該受領金銭等より納税資金を手当てすることができるが、対価として株式等を受領する場合は、手元資金から納税資金を手当てする必要がある。仮に、対象会社株主に資金的余裕がない場合は、納税資金を確保するために、入手した買収会社株

式を売却してしまう可能性があり、買収会社が上場企業の場合は、株価に悪影響を及ぼす恐れがあった。また、買収会社が非上場企業の場合は、対象会社株主が取得した買収会社株式に換金性がないことから、手元資金から納税資金を手当てせざるを得なくなり、対象会社株主の負担はさらに大きいと考えられる。

図表1 現行制度における自社株式を対価とする買収の課税関係



(出典) 経済産業省「令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」9頁

以上の問題を解消するためには、会社法改正による株式交付制度創設に依りて、対象会社株主に対する譲渡損益の計上を繰り延べる措置が不可欠と考えられる。そこで、経済産業省は、自社株式等を対価とした買収による事業再編の円滑化措置を講ずる改正要望を行ったが、令和2年度税制改正大綱では検討事項とされ、税制改正は見送られた。

(2) 改正の概要

イ 改正の要旨

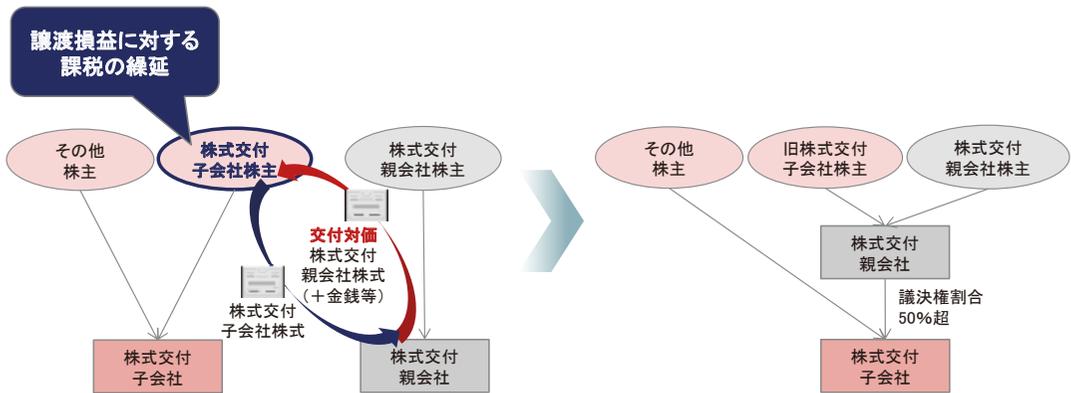
前述のとおり、令和2年度税制改正大綱で「検討事項」に盛り込まれた自社株対価M&Aにおける株式譲渡損益の繰延措置は、

令和3年度税制改正で「租税特別措置」として導入されることとなった。令和3年度税制改正大綱（以下「税制改正大綱」という。）で示された改正内容は、以下のとおりである。

株式交付子会社（対象会社）株主が、会社法の株式交付により、その有する株式交付子会社株式を譲渡し、株式交付親会社（買収会社）の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする。

以下、(2)及び(3)における株式交付制度の解説にあたっては、対象会社を株式交付子会社、買収会社を株式交付親会社と読み替えて解説する。

図表 2 株式譲渡損益の繰延措置の概要



□ 主な適用要件

本措置の適用にあたっては、令和2年会社法改正により創設された「株式交付」の適用が前提となるため、税制改正大綱に示された税法上の要件（要件①）に加えて、会社法に規定された株式交付の要件を充足する必要があるところ、その主な適用要件（要件②及び要件③）は次のとおりである。

(イ) 要件① 交付対価の80%以上が株式交付親会社株式であること

自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価を認めるが、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限り、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる（税制改正大綱三の2の（注1））。

(ロ) 要件② 新たに子会社化する場合のみ
株式交付は、株式会社が他の株式会社を「その子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け」るものとされている（会社法2三十二の二）。この「子会社」は、法務省令で定めるものに

限るとされており、具体的には、会社法2条3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合に限る。）における当該他の株式会社に限られる（会社法施行規則4の2）。すなわち、株式交付親会社が50%を超える議決権を保有する会社に限り、株式交付親会社が40%以上の議決権を保有し実質的に支配する会社等（会社法施行規則3条3項2号、3号）は含まれない。

したがって、株式交付親会社が、株式交付子会社の議決権の50%超を新たに保有することとなる場合に限り、株式交付を用いることができるため、既に議決権の50%超を保有する子会社の株式を追加で取得する場合は、株式交付制度を用いることができない。

(ハ) 要件③ 適用会社は株式会社のみ

株式交付親会社及び株式交付子会社共に、株式会社に限定されており（会社法2三十二の二）、外国会社、合名会社、合資会社及び合同会社は、株式交付を行うことができない。また、特例有限会社

についても、株式交付を適用することができない（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律14）。

そのため、株式交付制度は、国内の株式会社同士の行為に限定され、外国法人が買収会社となる、又は外国法人が被買収会社となる、いわゆるクロスボーダーM&Aには活用することができない。

ハ その他の要件

前述□(イ)の他、税制改正大綱で示された要件は以下のとおりである。

(イ) 申告手続

株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える*⁸とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項

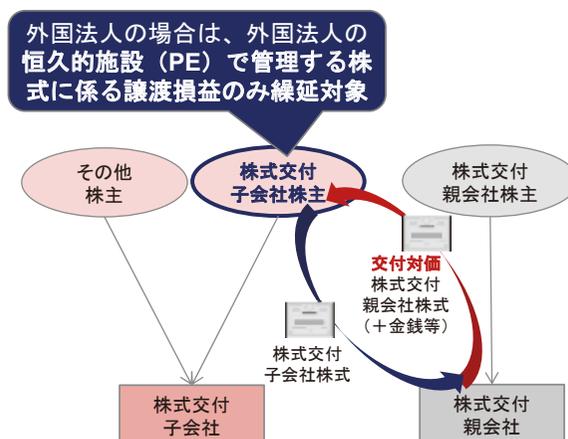
を記載した書類を添付することとする（税制改正大綱三の2の（注2））。

(ロ) 外国法人の本措置の適用

外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設（PE）において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る（税制改正大綱三の2の（注3））。つまり、株式交付子会社株主が外国法人の場合は、当該外国法人の恒久的施設（PE）が管理する株式交付子会社株式を、株式交付により株式交付親会社に譲渡した場合において、対価として株式交付親会社株式の交付を受けた部分に対応する譲渡損益が本措置の適用対象となる。

なお、前述□(イ)のとおり、外国法人は、株式交付親会社及び株式交付子会社となることはできない点に留意が必要である。

図表3 外国法人の本措置の適用



*⁸ 株式交付における株式交付計画書及び株式交付に係る明細書の添付と同様、株式交換及び株式移転についても同様の明細書等の添付が必要とされた。

二 適用時期

本措置の適用時期については税制改正大綱上に記載がないが、株式交付制度が令和3年3月1日に施行されるため、譲渡損益の課税繰延措置の適用時期についても、令和3年3月1日に調整されるものと想定される。

(3) 実務上の留意点

イ 会社法上の手続

令和2年会社法改正により創設された株式交付は、いわば部分的な株式交換として、組織再編行為と同様の性質を有すると整理されている。他方で、株式交換と異なり、株式交付親会社は、必ずしも株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないため、株式交付親会社は、当該株式を有する者から個別に譲り受けることとなる。

そのため、会社法では、株式交付親会社においては、株式交換と同様の手続を経ることが求められている一方で、株式交付子会社においては譲渡人以外の株主及び債権者の保護を図るための制度は設けられていない。株式交付を適用するための会社法上の手続については、本誌2020年冬号「**会社法改正による株式交付制度の創設**」を参照頂きたい。

ロ 金融商品取引法の規制

株式交付は、実質的には株式交付親会社と株式交付子会社の株主との間の個別の合意に基づく株式譲渡といえるため、金融商品取引法の公開買付規制及び発行開示規制の適用対象となる場合がある。

(4) 税制改正大綱を受けての考察

イ 完全子会社化する場合における株式交換と株式交付の税務上の取扱いに関する比較

株式交付は、対象会社の議決権の50%超を新たに取得することにより、対象会社を子会社化する手法であるが、会社法上、取得株式数の上限規定がないことから、対象会社を完全子会社化する場合にも適用できる可能性がある。対象会社を完全子会社化する既存の組織再編手法として株式交換^{*9}があることから、それぞれの制度の税務上の取扱いを見ていくこととする。

(イ) 対象会社株主への課税

まず、共通点としては、株式交換及び株式交付共に、対象会社株主に交付される対価が買収会社株式のみである場合は、対象会社株主に生じる株式譲渡損益に対する課税が繰り延べられる点が挙げられる。

次に、相違点としては、対象会社株主に交付される対価に、買収会社株式以外にも金銭等が含まれる場合の取扱いが異なる点が挙げられる。前述(2)ロイのとおり、株式交付の場合は、交付対価の80%以上が買収会社株式である場合は、株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価が認められており、買収会社株式に対応する部分の譲渡損益の計上が繰り延べられる。一方、株式交換の場合は、対象会社株主に交付される対価に金銭等が含まれる場合は、対象会社株主は対象会社株式を時価で譲渡したものと譲

^{*9} 株式交換は、「株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社……に取得させる」（会社法2三十一）組織再編行為である。

渡損益が課されるため^{*10}（法法61の2①、法令119①二十七）、交付対価に金銭等が含まれる混合対価の場合^{*11}は、譲渡損益の計上が繰り延べられない。

(ロ) 対象会社への課税

対価として買収会社株式以外の資産（金銭等）を交付した場合は、対象会社における税務上の取扱いが異なる可能性がある。

株式交換は、法人税法上の「株式交換等」に該当し（法法2十二の十六）、組織再編税制の適用対象となり、原則として、買収会社株式以外の資産（金銭等）を交付した場合は、適格要件を満たさない^{*12}ことから、対象会社の一定の資産^{*13}について時価評価を行う（法法2十二の十七、同法62の9）。

一方、株式交付については、税制改正大綱においては、株式交換のような対象会社の資産の時価評価に関しては触れられていない。税制改正大綱においては、株式交付は、法人税法本則による措置とはならず、「租税特別措置」として対象会社株主の譲渡損益課税の繰延が措置されているが、従来の株式交換等の組織再編行為とは異なり、対象会社株主との個別の合意により株式を取得することから、株式譲渡の強制力がないため、組織再編税制に組み込むことが困難であったことによ

るものと考えられる。今後、株式交換等の他の組織再編行為との整合性の観点から、追加の措置が講じられる可能性もあるので、今後の動向に留意が必要である。

(ハ) 買収会社における対象会社株式の取得価額

株式交換又は株式交付を実行した結果、買収会社は、対象会社株主から対象会社株式を取得するが、当該株式の税務上の取得価額がいくらになるかが論点となる。

株式交換では、適格要件を満たす場合は株式交換直前の旧株主の帳簿価額（旧株主が50人以上の場合は株式交換直前の対象会社の簿価純資産価額）を引継ぎ、非適格の場合は時価で受け入れる（法令119①十イ及びロ）。

一方、株式交付の取扱いは、税制改正大綱において明らかになっていないため、今後整備される法令が注視される。ここで、株式交付と同様の措置を規定した産業競争力強化法の特例に関する取扱いを確認する。産業競争力強化法に基づく「特別事業再編計画」の認定を受けた買収会社が、自社株式を対価として対象会社を買収する場合において、当該買収に応じた対象会社の株主については、株式譲渡損益への課税が繰り延べられるが（措法37の13の3、66の2の2）、買収会社における株式取得価額は、旧株主の帳

^{*10} 対象会社株主に交付される対価として、買収会社株式又は買収会社の親会社株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されない株式交換（金銭等不交付株式交換）の場合は、対象会社株主は対象会社株式を直前の帳簿価額に相当する金額で譲渡したものとされ、譲渡損益が生じない（法法61の2⑨、法令119の7の2④⑤）。

^{*11} 株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く（法法61の2⑨）。

^{*12} ただし、買収会社が対象会社の発行済株式の3分の2以上を保有している場合、少数株主に金銭等を交付しても適格要件を満たす（法法2十二の十七本文）。

^{*13} 時価評価は、固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産が対象となる。ただし、各資産の含み損益が完全子法人の資本金等の額の2分の1または1,000万円のいずれか少ない金額に満たない場合や、帳簿価額が1,000万円未満の資産等一定の場合には、時価評価を行う（法法62の9、法令123の11）。

簿価額（旧株主が50人以上の場合は取引直前の対象会社の簿価純資産価額）を引継ぐこととされている（措令39の10の3②）。

この考え方が踏襲されると、株式交付の場合においても、買収会社における対象会社株式の取得価額は、対象会社の株主の数に応じて、旧株主が50人未満の場合は、株式交換直前の旧株主の帳簿価額の合計額、旧株主が50人以上の場合は、株式交付直前の対象会社の簿価純資産価額となることが考えられる。一般的に、旧株主の帳簿価額の合計額より、対象会社の簿価純資産価額の方が高くなることから、旧株主が50人以上の場合は、買収会社における増加資本金等の額が多額になる可能性がある。

ここで、法人住民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、税務上の資本金等の額と、会計上の資本金と資本準備金の合計額を比較し、いずれか大きい方の額とすることから^{*14}、資本金等の額が増加すると、法人住民税の均等割が増加することとなるため、買収会社の税負担が重くなる。また、資本金等の額が増加することで、非上場株式の評価における類似業種比準価額や配当還元価額が上昇する可能性がある点にも留意が必要である。

□ 非上場会社の事業承継における活用方法

株式交付を用いるためには、新たに子会社化することが求められているが、子会社化の要件は、前述(2)□(ロ)で述べたとおり、

買収会社が対象会社の議決権を新たに50%超保有することとなる場合に限られる。そこで、当該子会社化要件を中心に株式交付制度の特徴を加味し、非上場会社の事業承継の場における活用方法を検討する。

(イ) 非上場会社のグループ内再編に用いる場合

非上場会社の株主の多くはオーナー一族であるが、相続等により株式が分散し、資本関係が複雑化している場合が多く、その複雑化した資本関係を整理するために株式交換が多く用いられている。

しかし、親族外の友好的な株主がいる場合等においては、当該株主には買収会社株式でなく、引き続き対象会社株式を保有し続けてもらいたい場合もあり、株式交換による完全子会社化が適さないことも考えられる。このような場合において、子会社化等の株式交付の要件を満たすのであれば、一部の株主の資本関係を整理するために株式交付を用いることができると考えられる。

なお、前述(2)□(ロ)で述べたとおり、子会社化の要件は、対象会社の議決権の50%超を新たに保有する場合に限るため、例えば、オーナー株主が資産管理会社を通じて対象会社の議決権を40%保有しており、かつ、オーナー株主が直接対象会社の議決権を20%保有している場合においても、オーナー株主が保有する対象会社株式を全て資産管理会社に集約する場合においても、株式交付制度を活用できるものと考えられる。この場合、従来であれば、株式譲渡に係る所得税が課されて

^{*14} 法人住民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、法人住民税均等割の税率区分の基準を資本金と資本準備金の合計額とする（地方税法52④、312⑥）。

いたが、当該課税が繰り延べられることとなり、オーナー株主に対する税負担が軽減されることとなる。これにより、オーナー株主は、保有する全ての対象会社株式を資産管理会社経由で保有することとなり、今後の株式承継対策の幅が広がるものと考えられる。

(ロ) 従業員持株会が存在する場合

非上場会社に従業員持株会が存在する場合、一般的に、株主の数が50人以上となる場合が多い。この場合に、仮に、適格株式交換により対象会社を完全子会社化する場合、前述イ(イ)のとおり、買収会社が取得する対象会社株式の取得価額は、対象会社の株式交換直前の簿価純資産価額となり、買収会社における増加資本金等の額が高額となる結果、法人住民税均等割の増加等の税負担の増加につながる可能性がある。

株式交付についても、前述イ(イ)のとおり、旧株主が50人以上となる場合の取得価額が簿価資産価額となる場合は、同様の問題が生じる可能性があるため、今後整備される法令の動向に注意が必要である。なお、株式交換とは異なり、株式譲渡の強制力のない株式交付において、株式交付の対象ではない株主を含めた総株主数で判定することに必然性はないため、本措置の創設による事業再編の促進を図るのであれば、産業競争力強化法を単純に踏襲して総株主数を判定基準とするのではなく、株式交付に応じた株主数を判定基準とした法令として整備されることが相応しいものと思われる。

(ハ) 買収会社が上場会社の場合

非上場会社の株式は、贈与又は相続等により親族内で承継する機会が多いが、

状況によっては、親族外第三者への譲渡(M&A)も考えられる。ただし、仮にM&Aを選択したとしても、一部の株式は手元に残しておきたいというオーナーの要望もあり、対象会社である非上場会社株式の部分買収に留まる場合も多い。

これまでは、部分買収の場合は、株式譲渡の対価として現金を受領する機会が多かったが、株式交付を活用することにより、対価として買収会社株式を受領することも可能となるため、オーナーは、対象会社株式を継続保有した上で、新たに取得した買収会社株式を通じて買収会社の経営に関与することも可能となる。特に、買収会社が上場会社の場合は、買収によるシナジー効果を含め、買収会社株式の株価上昇も見込まれることから、対価として現金を取得するよりも有利となる場合もあると考えられる。

(5) おわりに

従来においても、自社株式を対価とするM&A手法はあったが、株式交換は部分買収に活用できず、その他の方法についても規制があったため、自社株式を対価とする部分買収はあまり選択されてこなかった。一方、株式交付は、部分買収に留まる場合にも活用することができ、会社法の規制等も緩和されているため、自社株式を対価としたM&Aの積極的な活用が見込まれる。

ただし、株式交付は、外国会社の買収や既存子会社の追加取得には活用できない等の制約があり、また、税制改正大綱上明らかとなっていない税法上の取扱いもあると考えられることから、今後明らかとなる適用要件に留意する必要がある。

3 中小企業の経営資源の集約化に関する措置

(1) 改正の背景

中小企業庁は、中小企業を取り巻く課題を①中小企業が直面する構造的課題（経営者の高齢化等）、②感染症により顕在化した課題（DX・デジタル化の遅れ等）、③その他の環境変化（大企業が牽引するサプライチェーンモデルの限界等）の3つ^{*15}に整理した上で、今後の中小企業政策の方向性を、創意工夫を行う中小企業を重点的に支援し、中小企業全体の生産性向上を目指すとしている^{*16}。また、支援の内容を「Ⅰ.

持続的成長を志向し、地方創生を支える中小・小規模事業者への支援」と「Ⅱ. 事業規模拡大を志向する中小企業支援」の2つに大別するとともに、中小企業の成長の「類型」をⅠについて【地域資源型】と【地域コミュニティ型】、Ⅱについて【グローバル型】と【サプライチェーン型】に分類して、支援と「類型」の紐付けをしている。成長の「類型」を含む今後の中小企業政策の方向性は、図表4のとおりである。中小企業の経営資源の集約化に資する税制は、図表4のⅡで記載されている今後の中小企業政策の方向性を税制面から後押しするものとして創設されると考えられる^{*17}。

図表4 今後の中小企業政策の方向性

<p>Ⅰ. 持続的成長を志向し、地方創生を支える中小・小規模事業者への支援 【地域資源型】【地域コミュニティ型】</p> <p>1. Withコロナでの事業継続/Afterコロナに向けた支援 ・持続化・家賃給付金、雇用調整助成金、金融支援等 ・ビジネスモデル転換、事業再構築支援</p> <p>2. 中小・小規模事業者の持続的発展・創業支援 ・持続化補助金による販路開拓支援 ・価値創造経営（地域資源活用等）による生産性向上 ・自治体と連携した伴走型支援（デジタル化、創業等） ・フリーランス・兼業・副業による創業支援</p> <p>3. 地域の課題解決 ・自治体と連携した地域コミュニティの下支え（地域内での経済循環の促進等）</p>	<p>Ⅱ. 事業規模拡大を志向する中小企業支援 【グローバル型】【サプライチェーン型】</p> <p>1. 事業規模拡大による生産性向上 ・中小企業から中堅企業への成長をシームレスに支援（「みなし中小企業者」への支援強化、組織拡大・将来的な上場に資する管理体制強化支援 等）</p> <p>2. M&A等による事業規模拡大の促進 ・経営資源の集約化・再配置等を通じて地域経済・雇用を担おうとする中小企業の成長を支援</p> <p>3. 企業間連携支援（擬似的規模拡大） ・ものづくり補助金（企業間連携型・ビジネスモデル構築型）、サボイン（研究開発）・サビサボ補助金（異分野連携）による支援</p>
<p>【地域資源型】 地域資源の活用等により付加価値の高いビジネスを展開 地域資源の魅力を引き出すこと、ニッチなニーズにきめ細かく応えることなどにより、良いものを高く売り（価値創造）、生産性や所得の向上に貢献</p>	<p>【グローバル型】 グローバル展開などにより地域の中核企業に成長 革新的な事業やグローバル展開、M&Aにより、事業規模を拡大しながら中核企業に成長、高い生産性を実現し、地域・日本経済を牽引</p>
<p>【地域コミュニティ型】 地域の生活・コミュニティを下支え 公共的なサービスを含めた地域の課題解決と地域の暮らしの実需に応える、地域コミュニティに貢献する社会的なサービスを再構築</p>	<p>【サプライチェーン型】 サプライチェーンの中核ポジションを確保 独自技術やノウハウを用いて、大企業のイコールパートナーとしてサプライチェーンの中で活躍し、柔軟な事業再編や取引先拡大により生産性向上や産業構造の転換に貢献</p>

（出所） 中小企業庁 中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループ（第5回 2020年10月5日）配布資料2を基にNIEPにて作成

^{*15} 中小企業庁 中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループ（第5回 2020年10月5日）配布資料2 16頁参照

^{*16} 同17頁参照

当該税制の適用に際しては、中小企業等経営強化法の改正が前提となっており、実際に適用する場合、経営資源集約化措置（仮称）が記載された経営力向上計画^{*18}の認定を受ける必要があるとされている。

上記のように当該税制は、今後の中小企業政策を税制面から後押しするものとして創設されると考えられ、当該税制の創設により、経営資源の集約化等に伴うリスクに備え、M & Aによる経営資源の集約化を後押しすることが期待されている。

(2) 改正前の制度の概要

これまで中小企業の経営をサポートするものとして、経営革新支援法に基づく「経営革新支援」や、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の固定資産税の特例など多くの措置が講じられてきた。また、M & Aに関するものとしては、海外投資等損失準備金（措法55）が現在でも存在し、平成29年度改正で廃止されてしまったものの、事業再編促進税制（措法55の3。事業再編による特定会社に対する出資金・貸付金の損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度。）も存在した。M & A発生

後に発生する中小企業に特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から創設される中小企業の経営資源の集約化に資する税制も、これらの税制に類するものと考えられる。

(3) 改正の概要

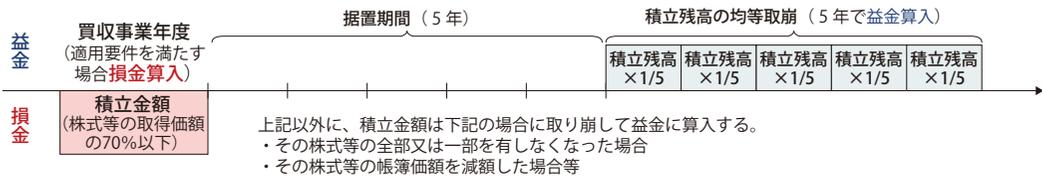
経営資源の集約化を促すため、M & A実施後に発生する特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える制度が創設される。具体的には、買収会社が買収する株式等の取得価額70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合には、その積立金額を損金算入できることとする。また、この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。中小企業事業再編投資損失準備金の積立に関するイメージ図と適用要件等は、**図表5**のとおりである。

^{*17} 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課は、令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項において、施策の必要性を「ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めた大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方で、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る」としている。

^{*18} なお、中小企業等経営強化法の下では、生産性向上設備を取得した場合の即時償却等の税制措置（中小企業経営強化税制）、認定事業者に対する補助金における優先採択等の金融支援、業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援といった各支援措置を受けることができるとされており、それには経営力向上計画^{*19}の認定を受ける必要がある。

^{*19} 「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画をいう。また、支援措置の対象となる経営力向上計画は、現に有する経営資源を利用する取組だけでなく、他の事業者から取得した又は提供された経営資源等を利用する取組であってもよいとされている。

図表5 中小企業事業再編投資損失準備金の積立に関するイメージ図と適用要件等



適用要件等

- 適用対象者**
 青色申告書を提出する**中小企業者**^(※1)のうち、中小企業等経営強化法の**経営力向上計画**^(※2)の認定を受けたもの
 (※1) 中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいい、適用除外事業者^(※2)に該当するものを除く。
 (※2) 経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限り。
- 計画の認定期間**
 中小企業等経営強化法の改正法^(※3)の施行日から**令和6年3月31日まで**
 (※3) 中小企業等経営強化法の改正が前提
- 適用要件**
 下記のすべての要件を満たす場合、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できることとする。
 - 認定経営力向上計画に従って他の法人の株式等を購入により取得すること
 - その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有していること
 - その**株式等の取得価額が10億円以下**であること
 - その**株式等の取得価額の70%以下の金額**を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てること

(4) 改正に関する留意点と課題

税制改正大綱では、要件として認定経営力向上計画に従って他の法人の株式等を購入により取得することや、その株式等の取得価額が10億円以下であることなどが要件とされている。しかしながら、株式を取得する方法としては、第三者割当増資の引受

けといった手法なども考えられる。「購入による取得」が具体的にどういったものを指すのか注目される。また、取得価額に関する要件は定められているが、例えば議決権の50%超を取得することといった株式等の数についての要件は記載されていないため、今後の動向に留意する必要がある。

曾我部 舞
(そがべ・まい)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** PwCあらた有限責任監査法人、株式会社KPMG FAS等を経て、現職。公認会計士・税理士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員



近藤 亮輔
(こんどう・りょうすけ)

野村資産承継研究所
副主任研究員

- ◆**経歴** EY新日本有限責任監査法人を経て、現職。公認会計士・中小企業診断士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 副主任研究員